秋田県障害者スポーツ賞表彰規程

　（目　的）

第１条　この表彰は、本県の障害者スポーツの普及、振興に貢献した者及び各種障害者　　スポーツ大会において特に優秀な成績を収めた者に対して、その功績を称えて　顕彰し、もって、障害者スポーツの振興に資することを目的とする。

　（表彰の種類及び対象）

第２条　表彰の種類及び対象は次のとおりとする。

（１）特別功労賞

障害者スポーツに深い理解と情熱を持ち、本県の障害者スポーツの振興に特に　　顕著な功績があった個人または団体。

（２）功労賞

障害者スポーツの指導活動を継続実践し、本県の障害者スポーツの振興に多大な　貢献があった個人または団体。

（３）感謝状

協会の事業を遂行するにあたり、積極的に協力、支援した個人または団体。

（４）優秀賞

国際大会、国内大会等において優秀な成績を収め、本県の障害者スポーツの競技力向上に著しく貢献した個人または団体。

　（被表彰候補者の推薦）

第３条　障害者スポーツ関係機関及び団体の長は、第２条に該当する者または団体が

あると認められるときは、別紙様式の推薦書により会長に推薦するものとする。

２　会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

　（被表彰者の選考及び決定）

第４条　被表彰者の選考は事務局で行い、理事会で決定する。

　（表彰の方法）

第５条　この規程の表彰は、理事会又は社員総会の席上等適当な時期に会長が行うものと

する。

２　表彰を受けた者の氏名又は名称及び実績の概要は、協会機関紙または新聞、テレビ等のマスコミにより広報するものとする。

　（実施細目）

第６条　この規程に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

　　　附　則

　この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

秋田県障害者スポーツ賞表彰規程による被表彰者推薦基準

１　特別功労賞

（１）障害者スポーツの普及、振興のために、継続して１５年以上にわたって功績が顕著であって現に活動している個人または団体。

２　功労賞

（１）障害者スポーツの普及、振興のために、継続して１０年以上にわたって功労が顕著であって現に活動している個人または団体。

３　感謝状

（１）本協会に対して、１０万円以上の金品を寄贈した個人または団体。

（２）協会の事業遂行にあたって積極的に協力または支援した個人または団体。

４　優秀賞

（１）前年度の世界的規模の障害者スポーツ競技大会で６位以内に入賞した個人または団体及び大会新記録を樹立した個人または団体。

（２）前年度の全国規模の障害者スポーツ大会において優勝した個人または団体及び大会新記録を樹立した個人または団体。

（３）各号とも、県域規模以上の予選会を経て出場権を得た場合に限る。

　　　ただし、国際大会においては、上部団体等からの推薦により出場した場合とする。

５　特別功労賞及び功労賞については、既に叙勲、大臣表彰または知事表彰を受けた者は対象としない。

 秋田県障害者スポーツ賞表彰候補者推薦書

 （推薦年月日）令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  ふりがな |  |  生年月日 |  明治・大正・昭和・平成 年　　 月　　 日（　 　歳） |
|  氏　名 |  |
|  現住所 | 〒 |
|  職　業 |  |
|  勤務先 |  |
|  勤務先 住　所 | 〒 |
| 推薦種別 |  １　特別功労賞　　２　功労賞　　３　感謝状　　４　優秀賞 |
|  推薦理由 |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  推薦者 |  所　属 |
|  住　所 |
|  氏　名 ㊞ （TEL) |

（注）１　「特別功労賞」「功労賞」の推薦の場合は、別添「表彰候補者履歴書」及び「表彰候補者功績調書」を提出すること。

２　「優秀賞」の推薦の場合は、大会要綱等当該大会の規模等が分かる資料を添付すること。 候補者名

【表彰候補者履歴書】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 履　　歴　　事　　項 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

【表彰候補者功績調書】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 功　　　　　　　　績 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |